平成３０年（フ）第８２８号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番１―503号
債務者　先崎　博仁
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２号
長崎県松浦市福島町里免972番地
債務者　山口　高幸
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後１時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第３号
長崎県平戸市獅子町1812―２、住民票上の住所長崎県平戸市獅子町695番地
債務者　塩谷　綾子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第６１号
山形県村山市楯岡五日町５番７号
破産者　株式会社阿部喜兵衛商店
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０号
新潟県加茂市芝野３番13号
破産者　有限会社ニイガタレストフーズ
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２９１７号
大阪市中央区備後町３丁目２番８号
破産者　株式会社セイクレスト
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１４９号
大阪市港区市岡元町２丁目16番21号
破産者　有限会社サカタエージェントサービス
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９９号
神戸市長田区御船通４丁目５－２
破産者　有限会社関西住設コーポレーション
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３０号
神戸市兵庫区中之島１丁目１番１号
破産者　松本青果株式会社
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１号
兵庫県宝塚市高司５丁目３番33号
破産者　多田金属工業株式会社
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第９２４号
東京都八王子市子安町１丁目39番１―810号
破産者　桑山　義明
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１６７号
東京都東大和市南街６丁目96番地の１
破産者　株式会社ＧＡＧＡ
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７９０号
東京都府中市清水が丘１丁目18番地の24クレストハイツ201
破産者　藤田　和彦
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９８号
三重県津市森町1655番地30、開始決定時の住所愛知県春日井市高蔵寺町２丁目12―１　ベルドール３Ｆ
破産者　清水　英明
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５９号
三重県亀山市能褒野町1898番地　ラムファージュＡ号、前住所三重県四日市市釆女が丘４丁目165番地
破産者　今村　浩一
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６８号
長崎県長崎市岩川町４番２号
破産者　有限会社園田商店
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
宮崎県都城市鷹尾４丁目18街区18号
破産者　株式会社錦江湾チェーン
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１５７１号
福岡市中央区薬院２丁目６番25号
破産者　株式会社福山商会
1　破産債権の届出期間　平成30年４月９日まで
2　一般調査期日　平成30年５月28日午後１時30分
平成30年３月８日
福岡地方裁判所第４民事部